

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第12回 韓国

2023年 1月

韓国税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	11
PE課税	12
税務調査および異議申立て・税務訴訟	13
ホットトピック	14

税制概要



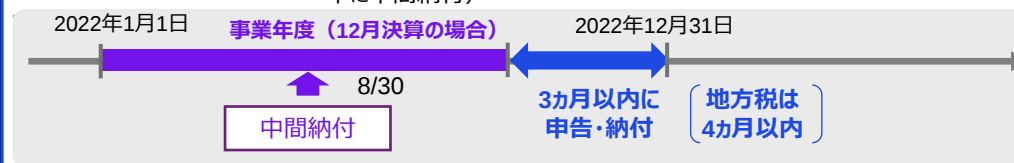
- 大韓民国では国税と地方税が課される。韓国の政治体制は、民主共和制で、大統領を国家元首としており、議会は一院制である。
- 言語：韓国語
- 通貨：韓国ウォン（KRW）
- 居住法人：法人格があるものとして設立された法人で本店または実効的管理地が国内にあるもの
- 課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：あり
- 中央政府税務当局の名称：韓国国税庁（National Tax Service；NTS）

企業所得税（Corporate Income Tax）

税率
（含むキャピタルゲイン）
10～25%※の累進法人税率が適用（法人税率の10%の地方法人税率を考慮すると、実効税率は11～27.5%）
※2023年の税制改正案が通過したため、2023年1月1日以降に開始する事業年度分からは9%～24%の税率が適用される。

課税年度
暦年または任意の事業年度

申告納付期限
事業年度末日から3ヵ月以内（地方税は4ヵ月以内）
申告時に納付（上半期期の末日から2ヵ月以内に前年度の納税額を基準に中間納付）



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

印紙税
国内の資産に対する権利の設定、移転、変更を証明する書類の作成者に課される。
（例：不動産譲渡に係る印紙税はKRW 20,000～350,000となる）。

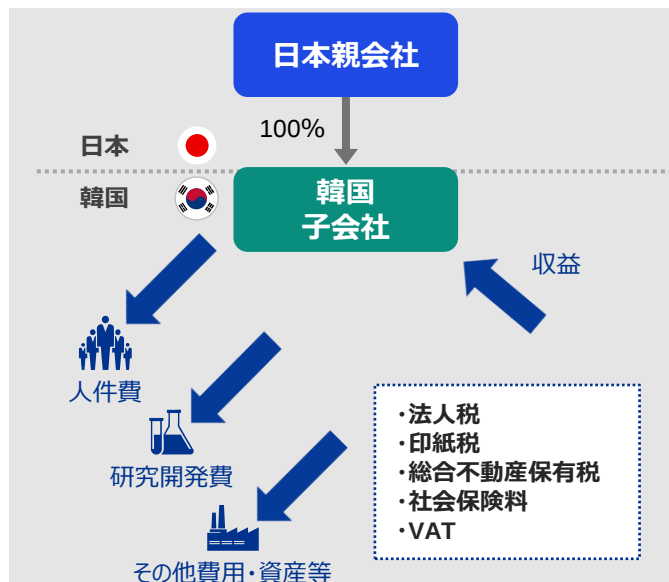
資産保有税
土地、建築物、住宅、航空機および船舶の保有に対して毎年課税される（例：土地の保有に係る税率は0.2～5%となる）。

不動産取得税
不動産の取得に対して通常4%の税率で買主に課され、地方税務当局へ納付する。
寡占株主（持分率が50%を超える株主）の株式の取得（該当不動産保有の場合）も不動産の取得とみなされる。

社会保険料
雇用主は被雇用者に係る給与額を基準として国民年金、国民健康保険、産災保険および雇用保険に関する社会保険料を負担しなければならない。
雇用主が負担する社会保険料は、法人税の計算上損金算入できる。

付加価値税（VAT）
韓国で販売・提供される物品・サービスおよび輸入に対して課される。
税率は10%である。

事業課税（事業期間中）（1/2）



中小企業の特例

中小企業とは、(1) 資産総額がKRW 5,000億未満、(2) 平均売上高がKRW 400～1500億未満（業種より異なる）、(3) 所有と経営が実質的に独立している（資産総額がKRW 5,000億以上の法人が株式の100分の30以上を直接または間接に所有している場合で、最多出資者ではない場合）、(4) 消費性サービス業を営んでいないという条件を満たす会社をいう。

中小企業のミニマム・タックス税率は7%となる

中小企業のみ欠損金の1年間繰戻しが可能。

中小企業は租税減免等の制度の適用が可能。

韓国法人所得税

税率 (累進課税)	KRW 2億以下の部分	11% (法人税10%、地方税1%) (*1)
	KRW 2億超～200億以下の部分	22% (法人税20%、地方税2%) (*1)
	KRW 200億超～3000億以下の部分	24.2% (法人税22%、地方税2.2%) (*1)
	KRW 3000億超の部分	27.5% (法人税25%、地方税2.5%) (*1)
	ミニマム・タックス (Minimum Tax) 優遇税制の適用に関わらず、下記のミニマム・タックスが課される。 中小企業：優遇税制適用前の課税所得金額の7%（規模の拡大等により中小企業に該当しなくなった課税年度の開始日から3年以内に終了する課税年度には8%、その次の2年以内に終了する課税年度には9%） その他の法人：優遇税制適用前の課税所得金額のKRW 100億以下は10%、KRW 100億超からKRW 1,000億以下は12%、KRW 1,000億超は17%	
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算定する。	
欠損金	繰越期限	15年間繰越し可能
	控除限度額	課税所得の60%(*2)まで（中小企業は100%）
	繰戻し	中小企業のみ1年間可能
キャピタルゲイン・ロス	キャピタルゲインは通常の所得と合算して、同じ法人税率で課税される。キャピタルロスは、キャピタルゲインと通常の所得に区別がないのと同様、通常の損失に含まれ損金算入される。	
中間納付	事業年度の開始日から6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内に中間納付する必要がある。	
法人所得税債務の時効	申告期限から5年 (申告が未提出の場合：7～10年、犯罪に伴う場合：10～15年)	
連結納税制度	連結納税制度あり。韓国で100%(*3)の資本関係がある会社間で適用可能。	
税制改正	企画財政部が毎年7～8月頃に税法改正案を発表し、国会の本会議を経て12月頃に確定される。関連施行令および施行規則の改正は2月頃に確定される。	

(*1) 2023年の税制改正案が通過したため、2023年1月1日以降に開始する事業年度の法人税率9%/19%/21%/24%に変更される。

(*2) 2023年の税制改正案が通過したため、2023年1月1日以降に開始する事業年度の繰越欠損金の控除限度額が従来の60%から80%に拡大適用される。

(*3) 2023年の税制改正案が通過したため、2024年1月1日以降に開始する事業年度から90%以上の資本関係がある会社も連結納税方式の適用対象になる。

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法		法人所得税の計算上注意を要する項目
会計上の税引前当期利益 （＋）益金算入項目 （＋）損金不算入項目 例：交際費 （－）益金不算入項目 例：国内子会社からの配当 （－）損金算入項目	一般原則	会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である。
	交際費	以下に掲げる交際費は損金の額に算入することができない。 ・ 法定限度金額として計算される以下の①と②の合計額を超えるもの ①年 KRW1,200万（中小企業の場合、KRW 3,600万） ②総収入金額（特別収入※は除外）×適用率(※)＋特別収入×適用率(※)×10% ※特別収入とは特殊関係者からの収入をいう ※収入金額に応じて0.03～0.3% ・ KRW 1万を超えるもの（慶弔金の場合はKRW 20万を超えるもの）でクレジットカードまたはデビットカードで支払いがされていないもの ・ 事業に関連しない支出であるもの、領収書等がないもの
	準備金および引当金	退職給与引当金、貸倒引当金、保険業法に定める責任準備金および非常準備金、非営利団体の準備金は、一定の限度額の範囲内で損金に算入することができる。
	寄附金	以下に掲げる寄附金は損金に算入することができる。 ・ 法定寄附金（寄附金損金算入前の課税所得金額の50%を限度） ・ 指定寄附金（寄附金損金算入前の課税所得金額から法定寄附金損金算入額を控除した金額の10%を限度）
当期課税所得 （－）税務上の繰越欠損金 課税所得 （×）法人所得税率 法人税額 （－）控除減免税額 総負担税額 （－）源泉税額 （－）中間納付税額 差引法人税額	固定資産の償却費	・ 有形資産について、定額法・定率法により損金算入できる（建物については定額法に限られ、鉱業用固定資産については生産高比例法も認められる。） ・ 無形資産について、定額法により損金算入できる（鉱業権については生産高比例法も可）
	受取配当	・ 内国法人からの配当について、一定の要件を満たす配当は、全額・一部益金不算入となる ・ 外国法人からの配当は課税対象となり、外国税額控除の対象となる ^(*)
	損金不算入の費用	・ 株主への資本の払い戻しや配当等の資本等取引 ・ 税金等 ・ 罰金等 ・ 有形固定資産の評価損

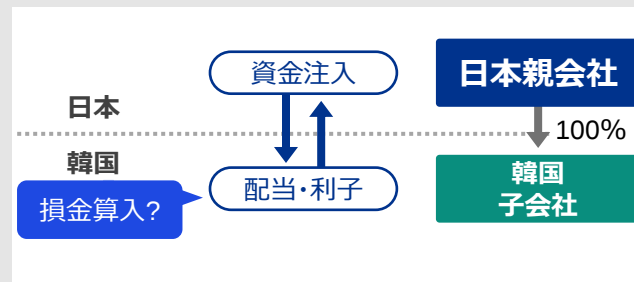
(*) 2023年の税制改正案が通過したため、2023年1月1日以降に受け取る配当について、配当基準日において6ヵ月以上保有している持分割合が10%以上の海外子会社から受け取った配当所得に対して95%の益金算入率が適用される。

事業課税（資金注入、資金還流時）



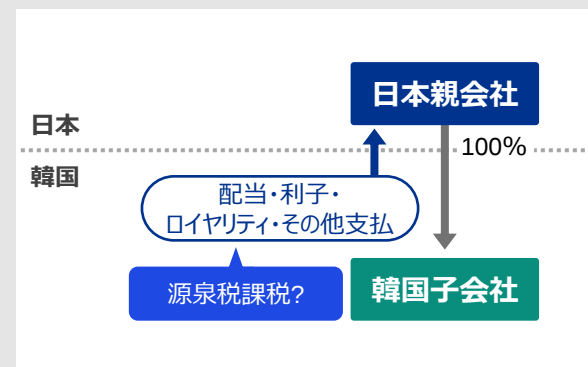
資金注入した場合の留意点

- 内国法人の借入金のうち国外支配株主から借り入れた金額および国外支配株主の支払保証によって第三者から借り入れた金額の合計額が当該支配株主の出資金額の2倍（金融機関は6倍）を超過する場合、その超過する借入金に対する支払利子は損金不算入とされる
- 2019年より国外特殊関係者への純支払利子が調整所得金額の30%を超過する場合、超過した利子を損金不算入とする制度が導入されている（超過利子の翌期以降への繰越しは不可）
- 過少資本税制と支払利息の控除制限制度のうち、否認額が大きい規定が適用される



利益の送金および関連者取引

- 配当、利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる
 - ・配当：20%
 - ・利子：20%
 - ・ロイヤリティ：20%
 ※地方所得税を含んだ場合22%
- 日本への支払等については日韓租税条約により下記のとおりとなる。（特典制限条項(LOB)はない）
 - ・配当：5%（議決権25%以上かつ6か月以上保有の場合）15%（その他の場合）（日韓租税条約の制限税率）
 - ・利子：10%（日韓租税条約の制限税率）
 - ・ロイヤリティ：10%（日韓租税条約の制限税率）
- 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率20%）の対象となるが、日韓租税条約の適用がある場合には支店利益税は課されない。

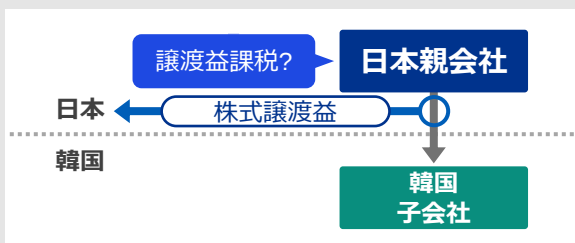


事業課税（撤退時）



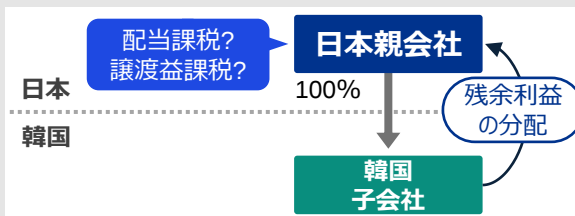
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 株式譲渡所得に対する法人税は譲渡価額の11%（地方所得税を含む。以下、同様）と譲渡差益の22%のうち、少ない金額で計算して納付。ただし、日韓租税条約により、持分割合25%以上の会社の発行済株式の5%以上を売却した場合、および、不動産関連法人株式を売却した場合のみ、韓国で課税される
- 非上場の韓国企業株の譲渡について、株式譲渡価額の0.43%（2023年1月1日以降譲渡した場合、0.35%）の証券取引税が売主に対して課税される



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、残余財産のうち、当該株式等の取得価額を除いた部分（留保利益）の分配については、20%の配当源泉税（地方税が別途加算）が課される。ただし、配当にかかる日韓租税条約の適用関係は前ページ参照



納税要件・課税範囲



			居住法人						非居住法人（外国法人）	
課税所得の範囲			全世界所得						韓国源泉所得が課税の対象となる（事業所得については、日韓租税条約により、PEがある場合のみ課税される）	
投資先	居住法人	配当等	一定の要件を満たす配当は全額・一部非課税となる。（*1）						- 原則20%の源泉徴収税が課される（源泉税率の10分の1の税率の地方所得税も課される） - 日韓租税条約により、25%以上の議決権を6ヵ月以保有する場合は5%、それ以外の場合は15% - 支店の利益を本店に送金すると支店利益税（税率20%）の対象となるが、日韓租税条約の適用がある場合には支店利益税は課されない - 株式譲渡所得に対する法人税は譲渡価額の11%(地方所得税を含む。以下、同様)と譲渡差益の22%のうち、少ない金額で計算して納付 - なお、日韓租税条約により、持分割合25%以上の会社の発行済株式の5%以上を売却した場合、および、不動産関連法人株式を売却した場合のみ、韓国で課税される	
			一般会社の場合			持株会社の場合				
			免税の要件：持株割合(%)		免税範囲(%)	免税の要件：持株割合(%)		免税範囲(%)		
			上場企業	非上場企業		上場企業	非上場企業			
		100	100	100	40以上	80以上	100			
		30以上～30未満	50以上～50未満	50	30以上～30未満	50以上～50未満	90			
	株式等譲渡	の株式等譲渡	譲渡利益	通常の課税所得として11～27.5%で課税される。						
			譲渡損失	通常の損失と同様損金算入される。						
			配当等	通常の課税所得として11～27.5%で課税される。						
			の株式等譲渡	譲渡利益	通常の課税所得として11～27.5%で課税される。（*2）					
		譲渡損失	通常の損失と同様損金算入される。							
国外支店の所得の取扱い			国外支店の所得は本店の所得と合算して11～27.5%の税率で法人所得税が課される。							
CFC税制			外国関係会社で過去3年間の平均租税負担割合が17.5%以下であるものの株式の10%以上を直接または間接的に保有している場合、外国関係会社の一定の留保利益は当該韓国居住法人株主への配当と見なされ、通常の課税所得として課税される。ただし、当該外国関係会社の年間所得がKRW2億以下の場合など、一定の要件を満たす場合は、CFC税制は適用されない。							

（*1）2023年の税制改正案が通過したため、2023年1月1日以降に受け取る配当について、企業の形態の区分なしに持分率が50%以上である場合は100%、20%以上50%未満の場合は80%、20%未満の場合は30%の益金不算入率が適用される。

（*2）2023年の税制改正案が通過したため、2023年1月1日以降に受け取る配当について、配当基準日において6か月以上保有している持分割合が10%以上の海外子会社から受け取った配当所得に対して95%の益金算入率が適用される。

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払いにかかる源泉税	配当：0%（投資信託からの利益分配：14%） 利子：14%（民間融資の場合は25%）※源泉税の10分の1の税率の地方所得税が課される。 ロイヤリティ：0%
従業員の雇用にかかる税務等	社会保険 雇用主は国民年金、国民健康保険、産災保険および雇用保険に関する社会保険料を負担しなければならない。 ・国民年金（National Pension）：被雇用者の月額賃金の4.5%（上限KRW 553万）^{(*)1} ・国民健康保険（National Health Insurance）：被雇用者の月額賃金の3.92%（上限約KRW 1億453万）^{(*)2} ・産災保険（Industrial Accident Compensation Insurance）：賃金総額の0.7～18.6%（業種別に異なる） ・雇用保険（Employment Insurance）：賃金総額の1.15～1.75%（企業規模に異なる） (*)1 日韓社会保障協定の妥結により、2005年4月1日から韓国に派遣される日本の駐在員に対し、5年以内の期間においては年金保険に加入する義務が相互免除となった（追加で3年免除可能） (※2) 長期療養保険は国民健康保険料の12.27%
付加価値税（VAT）	課税取引 韓国で販売・提供される物品とサービスおよび物品の輸入に対して課される。 税率 標準税率は10%である（物品の輸出や国際輸送には0%税率が適用される）。 インボイス制度 VAT登録業者は、取引の際には常に、買主・売主の登録番号、販売商品や提供サービスの価格、支払うべきVATの額などを詳しく記したインボイスを発行する必要がある。 申告期限および納付期限 年2回の確定申告とそれぞれの中間に予定申告が定められている。 1) 第1期予定申告期限：4月25日 2) 第1期確定申告期限：7月25日 3) 第2期予定申告期限：10月25日 4) 第2期確定申告期限：翌年1月25日 登録 事業開始日から20日以内に、納税登録を行う必要がある。
印紙税	国内の資産に対する権利の設定、移転、変更を証明する書類の作成者に課される。（例：不動産譲渡に係る印紙税はKRW 20,000～350,000となる）
デジタル課税	2023年1月1日以降、外国法人の国内源泉所得の範囲には、仮想資産(特定の金融取引情報の報告および使用に関する法律に基づき公布された仮想資産)の譲渡またはリースから生じる所得も含まれる。

法人課税にかかる各種優遇税制措置



項目	対象企業	優遇措置内容
外国人投資企業 (租税特例 制限法 第121条の2 第121条の3 地方税特例制限法 第78条の3)	対象事業・特定 地域において事業 を行う外国投資 企業	IoT等の新成長動力産業に属する企業 ^(*) ・外国人投資地域への入居企業 ^(*) : - 地方税（取得税、財産税）：事業開始日から5年間は全額免除、免税期間の終了後の2年間は50%の減税 - 関税、特別消費税および付加価値税：必要な資本財で新株などの取得による投資申告に従い導入するものは全額免除 経済自由地域 ^(*) ・企業都市 ^(*) への入居企業： - 地方税（取得税、財産税）：事業開始日から3年間は全額免除、免税期間の終了後の2年間は50%の減税 - 関税：必要な資本財で新株などの取得による投資申告に従い導入するものは全額免除 (*1) 一定の最小投資金額が設定されている（対象事業・地域により投資額の要求が異なる）
投資を行う企業 (租税特例 制限法 第24条)	事業用資産の新 規取得	事業用資産^(*)の新規取得：内国法人による企業設備投資額の1～16%の税額控除（企業規模および投資施設によって異なる） (*2) 土地、車両・運搬具・船舶・航空機等は除く
中小企業 (租税特例 制限法 第6条)	新規中小企業	- 首都圏外の新規中小企業および新成長サービス業を営む中小企業：最初の5年間は法人税50%免除、（2024年12月31日までに創業） - 特定の新規中小企業（若者起業等）：最初の5年間は法人税100%/50%免除（2024年12月31日まで創業）
技術および人材開発に係る企業 (租税特例 制限法 第10、12条)	対象研究開発・ 人材開発費用を 有する企業	- 新成長・源泉技術を獲得するための研究開発費（2024年12月31日まで）：該当研究開発費×20～40% (※) (※) 企業規模および売上高に対する研究開発費比率別に異なる - 一般研究人材開発費：最大額は以下の①増分基準または②発生基準の計算結果のいずれか大きい金額 ①増分基準＝研究人材開発費増加額×25～50%（企業規模により異なる） ②発生基準＝研究人材開発費発生額×2～25%（企業規模等により異なる） - 中小企業および中堅企業が特許権等を内国法人に移転することにより発生する所得に対する法人税の50%を減免（2023年12月31日まで）

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、韓国での事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接韓国で裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社が韓国税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、韓国における税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む - 一定の要件を満たす場合、外国人投資企業に対する税制恩恵（取得税等）を受けることができる	- 外国人出資者一人当たりKRW 1億の最小出資額が必要 - 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となり、支店形態に比べて複雑である - 直前事業年度末現在の資産総額がKRW 120億を超過する株式会社の場合、外部監査人の監査を受けなければならない（外部監査対象要件は、要件が複雑に変更されており確認が必要である） - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店	- 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる - 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、韓国の課税所得から控除できる - 日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない。 - 設立時の手続きが簡便（子会社設立時に必要な外国人投資申告、定款作成等の手続き不要）であり、最小出資金額に対する制限もない	- 本社からの借入は不可能で、銀行からの借入は法律上の規制はないものの、実務的には難し - 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、韓国の裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる - 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある - 外国人投資企業に適用可能な税制恩恵を受けることができない。
駐在員 事務所	- 駐在員事務所設立にあたっては、政府への申請の必要はなく、その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない（ただし、源泉徴収および支払明細書の提出等の税法上の協力義務は履行が必要） - 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる	- 韓国での活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる - 実際に韓国国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、韓国法人所得税が発生する
出張 ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- 韓国進出の規模は相当程度限定される - 出張者の韓国での活動および滞在日数によっては、日本本社が韓国においてPEを有していると認定される可能性がある

韓国の税制概要・進出時の留意点

PE課税 - PEの種類



PEの種類

韓国のPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

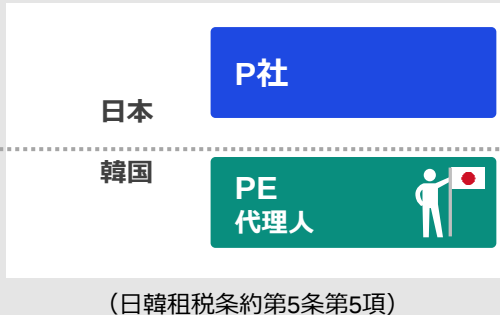
1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



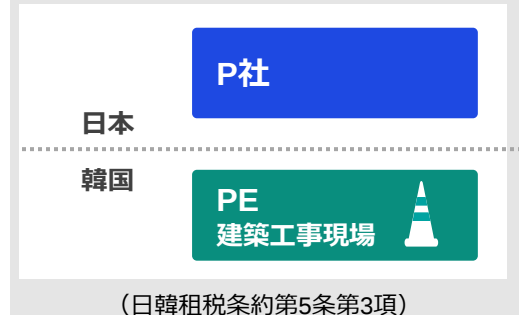
2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する
従属代理人を要している場合のその
代理人
(常習代理人)



3 建設PE

6ヵ月を超える期間存続する建築工事
現場または建設もしくは据付工事または
これらに関連する監督活動



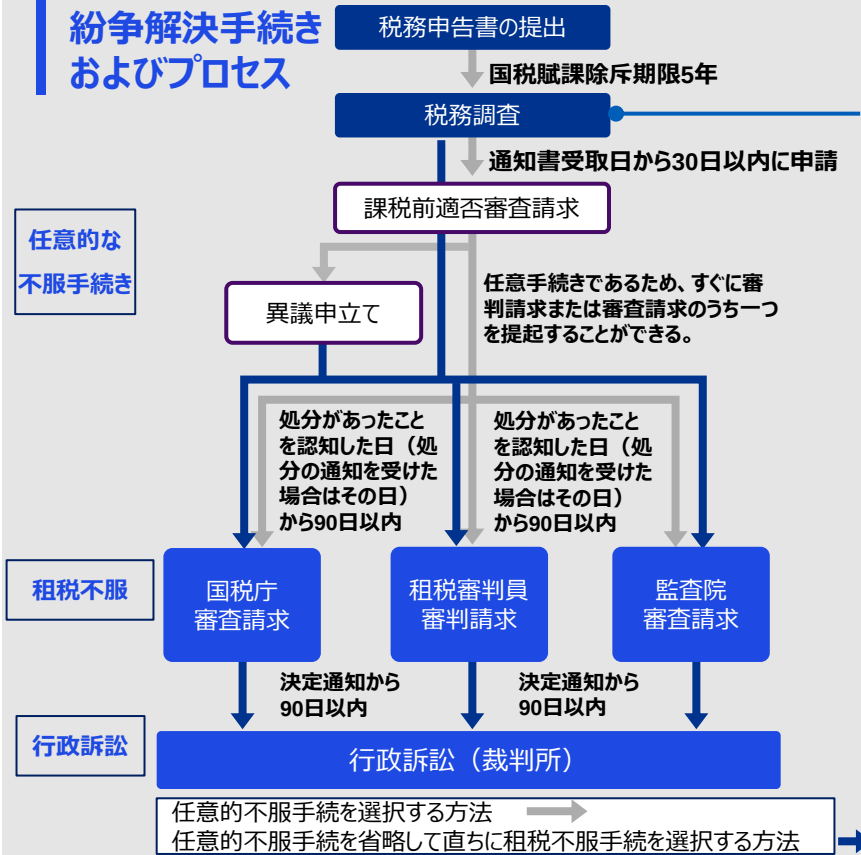
MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、韓国について2020年9月1日に発効。

PEに関連するMLI条約の規定の適用：なし（該当規定を選択していない）

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続き およびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称： National Tax Service（NTS）。税務調査官：約1,900人（2019年の情報）

税務調査の執行上の特徴

- ① 国税庁は税務調査の定期選定の際、法人の規模によって差別化された選定基準を運営している。年間の輸入金額がKRW 1,500億以上の法人は5年周期の循環調査を原則として選定し、それ以外の法人は申告誠実度の評価および無作為抽出方式を並行して選定する
- ② 定期調査のほか、脱税の嫌疑があるか、申告内容等が不誠実な納税者を選定して非定期税務調査を行うことができる
- ③ 定期税務調査の調査対象課税期間は通常1～2年であるが、非定期税務調査の場合には最低3年の課税期間に対して調査を行う

紛争解決手続き

- ① 課税前適否審査：課税官庁の告知処分（納税告知書の交付）がある前、課税予告通知または税務調査結果の通知等を受けた納税者に対する事前的な救済手続きである。納税者は通知書を受け取った日から30日以内に請求することができる
- ② 異議申立て：審判請求または審査請求を提起する前、当該処分を行ったか、あるいは行うべき税務官署に異議申立てを提起することができる。納税者は当該処分があったことを認知した日（あるいは通知書受取日）から90日以内に請求することができる
- ③ 国税庁審査請求、租税審判院審判請求、監査院審査請求
 - 国税庁審査請求、租税審判院審判請求：当該処分があったことを認知した日（あるいは通知書受取日）から90日以内に提起しなければならない。異議申立てを経た後に請求する場合には、異議申立てに対する決定の通知を受けた日から90日以内に提起しなければならない
 - 監査院審査請求：課税処分があったことを認知した日から90日以内に提起しなければならない。国税庁審査請求、租税審判院審判請求、監査院審査請求は重複して請求することができない
- ④ 行政訴訟：国税処分に対する行政訴訟は審査請求または審判請求を必ず経なければならない（行政審判前置主義）、審査請求または審判請求に対する決定の通知を受けた日から90日以内に提起しなければならない

ホットピック (税務調査の論点も含む)



01

グループ内の役務取引および無形資産取引の適正性

論点：

- ・ 国外の特殊関係人とのサービス、ロイヤリティ、経営諮問料の取引に対する取引対価が適正に決定されたかどうか
- ・ 国外特殊関係人から提供されるサービス等において、当該費用および業務内容について客観的な資料を具備しているのか

対応策： 国外の特殊関係人に支払う用役およびロイヤリティについて当該費用算定根拠資料等を備え、移転価格スタディ等により取引対価が適正に算定されたことを立証する

02

駐在員に関連する費用の損金不算入

論点：

- ・ **退職給与および賞与：** 韓国子会社が海外出向駐在員に対して退職給付引当金を設定して賞与金も支払ったが、課税当局は海外出向期間に対しては当該出向会社のために業務を行ったものであるため、韓国で当該期間に対する費用を負担することは妥当ではないとみなし、損金不算入とした
- ・ **人件費：** 韓国に出向した駐在員に対しては韓国側が人件費の全額を負担しているが、駐在員が職務の中で一部、韓国の子会社のための活動ではなく本社の指示により本社のための活動を行う場合、当該部分の人件費は韓国で負担すべき費用ではないとし、当該金額を損金不算入とした

対応策： 派遣職員の人件費配分に関して両法人の間でこれを配分する基準、方法に対して具体的に約定し、派遣職員の各法人に対する業務寄与程度を区分する合理的な基準を具備しなければならない。

03

規定のない役員賞与金の損金不算入

論点： 法人税法上、役員に支払う賞与金は定款、株主総会、社員総会または取締役会の決議により当該金額を決定しなければならないが、当該給与支給基準なしで支給した役員賞与金に対し、損金不算入とした。

対応策： 役員賞与金の場合、定款、株主（社員）総会または取締役会の決議により決定された支給基準がないか、支給基準を超える金額は税務上で損金不算入とするため、株主総会の決議等を通じて役員賞与金の支給基準を定めて賞与金を支給しなければならない。

04

交際費の損金不算入

論点： 取引先に支給した商品券、贈答品および発生原因が究明されなかったにもかかわらず顧客へのクレーム対応のために提供された見本品、支払基準を充足していないにもかかわらず支払われた販売奨励金等を交際費とみなし、交際費限度超過額を損金不算入とした。

対応策： 無料で提供される商品がある場合、商品価格および無償提供事由に関する証憑書類を文書化し、交際性経費に分類される可能性が高い項目は税務調整時に交際費に含めて費用否認調整する。

韓国の移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットピック

【目次】

韓国における移転価格税制の概要

移転価格税制の概要 16

LF／MFの概要 18

国別報告書の概要 19

韓国における特有の事項およびホットピック

韓国における移転価格税制の動向 20

移転価格税制の概要（1／2）



1. 移転価格税制導入時期	1995年
2. 関連者の定義	① 親会社／子会社／兄弟会社（判定基準は直接保有・間接保有合わせて持分比率が50%以上） ② 実質支配力基準（資本の関係、棚卸資産・金融・役務取引等の利害関係により判定） （国租法第2条および国租法施行令第2条）
3. 移転価格調査の時効	原則7年（国税基本法第26-2条）

移転価格税制の概要 (2/2)



4. 独立企業間価格の算定方法	棚卸資産取引 下記算定方法のうち最も適切な方法を選定 (国税法第8条) ① 比較可能第三者価格法 (CUP法) ② 再販売価格法 (RP法) ③ 原価加算法 (CP法) ④ 利益分割法 (PS法) ⑤ 取引純利益率法 (TNMM) ⑥ そのほか合理的な方法 (国税法施行令第10条)	無形資産取引 棚卸資産取引における方法のうち、CUP法、PS法を優先適用 そのほか合理的な方法を適用する場合は未来のキャッシュフロー予想額を現在価値で割引する方法を適用 (国税法施行令第13条)
5. 日本とのAPA／MAPの適用可能性	役務提供取引 棚卸資産取引と同様 低付加価値役務取引は該当役務の原価に5%を加算した金額を独立企業間価格とみなす。 (国税法施行令第12条)	資金貸借取引 国外関連者に資金を貸付する場合：4.6% 国外関連者に資金を借入する場合：KRW、USD、EUR、GBP、CHF、JPYについては直前事業年度終了日の通貨別指標金利（例えば、KRWはKOFR（The Korea Overnight Financing Repo Rate）、USDはSOFR（Secured Overnight Financing Rate））に1.5%を加算した金利。上記以外の通貨の場合は、米国通貨の指標金利に1.5%を加算した金利（国税法施行令第11条） 実務上の適用可能性 長年実績有り 相互協議は2022年において2回実施されている

LF／MFの概要



ローカルファイル（LF）の概要	
1. 作成義務対象者	以下の要件を全て満たした内国法人および国内事業場のある外国法人 ① 国外関連者との対象課税年度の取引規模の合計額が500億ウォンを超える ② 対象課税年度の単体売上高が1,000億ウォンを超える（国租法施行令第34条） 承認されたAPAがある場合、当該APAの対象取引はLF上では免除される。APAが交渉中の場合、免除は適用されない。
2. 作成期限	提出期限と同じ
3. 提出期限	事業年度終了日の属する月の末日から12ヵ月以内に提出（国租法第16条）
4. 作成言語	韓国語（国租法施行令第34条）
5. 罰則	未提出または虚偽提出の場合は3,000万ウォン（国租法施行令第100条） そのほか韓国税務当局が要求する追加資料を60日以内に提出しない場合最大 1 億5000万ウォンの罰則が課される可能性がある。ペナルティが課された場合、税務当局は納税者に報告書（LF、MF等）を30日以内に提出するよう要求することができ、提出しない場合最大2億ウォンの追徴金が課される。
マスターファイル（MF）の概要	
1. 作成義務対象者	ローカルファイルと同じ（国租法施行令第34条）
2. 作成／提出期限	ローカルファイルと同じ（国租法第16条）
3. 作成言語	韓国語または英語。英語で提出した場合は提出日から1ヵ月以内に韓国語に翻訳したものを提出しなければならない。（国租法施行令第34条）
4. 罰則	ローカルファイルと同じ

国別報告書の概要



国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリング※の場合のみ）

1. 作成義務対象者	前年度の連結グループの年間売上高が1兆ウォン以上の多国籍企業の最終親会社である内国法人 最終親会社が CbCR の提出義務を負わない場合、自動交換によって税務当局が CbCR を入手できない場合はセカンダリーファイリングメカニズムにより、韓国子会社が CbCR の提出義務を負う。 (国租法施行令第35条)
2. 提出期限／作成期限	事業年度終了日の属する月の末日から12ヵ月以内に提出 (国租法第16条)
3. 罰則	非提出、不完全な内容、誤った内容を記載した場合、30,000,000ウォンの罰金が課される。なお、通知書に関して、罰則はない (国租法施行令第100条)
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	事業年度終了日の属する月の末日から6ヵ月以内に提出 (国租法施行令第35条)

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

韓国における移転価格税制の動向（調査に係るトピック）（1／3）

税務調査・移転価格調査の特徴

統合調査	韓国の税務調査は一般的な定期調査の場合、法人税、付加価値税、源泉税、移転価格税制を別途に区分せず、統合調査で全ての税目に対して税務調査が行われる。
外資系の税務調査	国外関連者との取引が多い外資系企業の税務調査の場合、地方国税庁の国際取引調査局という、一般調査局とは別の国際取引に対して専門的に調査を行う部門によって調査が実施される。
国際取引調査局	国際取引調査局の調査官は国際取引調査に特化した専門家であるため、全ての税目に対する統合調査ではあるものの、移転価格（TP）、固定事業所（PE）および低税率国等への所得移転等に対する調査がより徹底的に行われ、実際に当該分野で大部分の追徴が発生している。
調査期間	税務署の調査期間は営業日で約15～30日なのに対し、地方国税庁の調査期間は約40～70日である。
調査頻度	売上高1千億ウォンを超える場合、基本的には5年に一度調査が行われる。
企業の留意点	国外関連者との取引が多い外資系企業の税務調査については、税務署ではなく地方国税庁の専門部署によって調査が行われるため、調査期間も長く、より専門的な調査が行われると考えられる。調査を受けた場合にも対応ができるよう、資料の準備等しておく必要がある。

韓国における移転価格税制の動向（調査に係るトピック）（2／3）

移転価格調査の動向

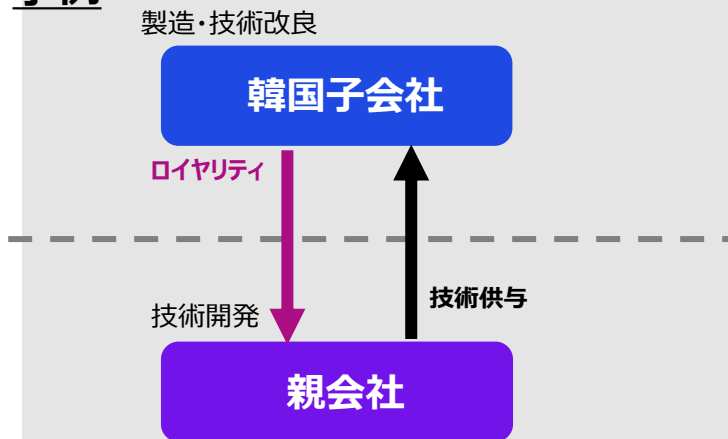
除籍期間	一般的な賦課除斥期間は5年であるものの、移転価格税制の対象となる国際取引に対しては除斥期間が7年となっている。
加算税	移転価格税制の対象となる国際取引および域外取引に対しては、無申告および過少申告の場合、一般的な取引の場合よりも更に重い加算税率である60%が適用可能となっている。
過料規定の強化	納税者が国際取引に関連する資料を提出しなかった場合には、30日毎に過料を繰り返して賦課できるように改正が行われた（追加限度2億ウォンまで）
最近の調査の動向 - PS法の適用	以前は取引単位利益法（Transactional Net Margin Method）で韓国子会社の利益率を分析することが一般的であったが、最近は本社と韓国子会社の取引に係る利益を、両当事者の相対的な利益創出への貢献度により配賦することで課税所得を算定する利益分割法（PS法）を適用しようとする傾向にある。

韓国における移転価格税制の動向（調査に係るトピック）（3／3）



PS法の適用が想定される事例

事例



事例概要

- 韓国子会社は製造企業である
- 製造のために親会社から技術の供与を受けており、当該技術供与に対してロイヤリティを支払っている
- 韓国子会社は親会社から供与された技術を活用して製造を行うが、品質改良および製造技術のアップデートや、韓国国内の顧客の要求に応じたカスタマイズを行ったうえで販売を行っている

想定される当局の主張

- 上記のような場合において、課税当局はTNMMではなく、PS法（貢献度利益分割法もしくは残余利益分割法）により稼得すべき利益率を算出すべきと主張する傾向にある。PS法の適用にあたり使用される利益分割要因として、日本側の開発費用、韓国側の技術改良に係る費用等が想定される

企業の留意点

- TNMMでは子会社の機能が限定的であることが前提となるが、PS法では子会社も一定の重要な機能を果たすことが前提となるため、PS法を適用する場合の方が子会社の稼得すべき利益率は通常高くなる
- PS法の適用を受けることを避けるため、子会社の機能について、実態に基づいた説明ができるよう、資料を具備するなどの対応が必要となる
- 親会社と子会社の機能リスク分析を行い、LF上に記載しておくことが必要となる

韓国における移転価格税制の動向（税制改正案の内容）



移転価格関連文書の国内保存義務

2022年の移転価格分野 の 主な税法改正内容 (案)	移転価格関連文書（組織図、職務分掌規程、契約書の写し等）を海外に隠すことを防ぐため、納税者に移転価格関連文書の国内保管・保存を義務付ける。 また、税務当局から移転価格関連文書の提出を求められた場合、納税者に文書の提出を求める措置も導入される予定である。
適用時期	2023年1月1日以降

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.